

## 平成 29 年度「国際性に富む人材育成留学事業」募集要項 (大学生等対象)

沖縄県教育委員会は、国際性と個性を涵養し、グローバルに活躍出来る人材育成を図るため、「国際性に富む人材育成留学事業」を実施し、国外の短大や四年制大学、大学院へ、沖縄の高等専門学校生、専門学校生、短大生、大学生、大学院生を派遣します。当該事業を理解し留学を希望する者を次の通り募集します。

\*募集・選考業務は公益社団法人 日本国際生活体験協会（以下「E I L」という。）に委託しています。

### 1. 留学先

留学先は、国外の短大、大学、大学院又は研究機関等とします。国外の高等教育機関が運営する通信課程や、大学間交換留学制度を通じての派遣については該当しません。

### 2. 留学の種別、派遣期間、募集人数及び募集方法

種別	派遣期間	募集人数	募集方法
修士課程	2年程度	17名程度	公募
1年課程	1年		

(注) 本事業は、平成 29 年度県予算の成立を前提として募集しています。

### 3. 対象分野

対象とする専門分野は、(1)本県の振興に貢献度が高い専門分野、(2)沖縄の特性を活かした専門分野での学習が望まれます。

主な専門分野は次のとおりです。

情報通信、バイオ技術、海洋科学、環境科学、都市計画、気象、国際ビジネス、国際経済、国際関係、太平洋島嶼国開発、観光、保健・医療・福祉、教育、文化・芸術等。

### 4. 応募資格

以下(1)の要件を満たし、(2)～(5)のすべての要件を満たす者

#### (1) 日本国籍を有し、次のいずれかに該当する者

- ① 沖縄県に本籍を有し、過去または現在において、沖縄県に1年以上居住事実のある者又はその子であり、国内の高等専門学校生、専門学校生、短大生、大学生、大学院生に在籍している者。または、応募時に卒業後1年以内の者
- ② 現在沖縄県内の高等専門学校生、専門学校生、短大生、大学生、大学院生に在籍している者。または、応募時に卒業後1年以内の者
- ③ 沖縄に本籍を有し、国外の大学や短大、専門学校に在籍している者。または、応募時に卒業後1年以内の者

(2) 学業、人物ともに優秀であること。また、学歴については次の要件を満たす者

種 別	学歴・資格
修士課程	学士号取得後1年以内の者又は平成29年3月末までに取得見込みの者(海外の大学にあっては平成29年6月末)
1年課程	高等専門学校生、専門学校生、短大生、大学生、大学院生に在籍中の者又は卒業後1年以内の者、国外の大学や短大、専門学校に在籍中の者又は卒業後1年以内の者

(3) 語学能力については、次の水準以上であること。

- ① 派遣先(短大、大学、大学院又は研究機関)が求める語学能力が具体的点数として明記されている場合は、派遣先が明記する語学能力以上であること。
- ② 派遣先が求める語学能力について具体的点数が明記されていない場合は、派遣先で学位取得又は専門分野の研究遂行に十分な語学能力を有すると認められること。

(4) 心身ともに健康であること。

(5) 将来の沖縄県振興のために寄与する意志があること。

(注1)過去に本事業において助成を受けた者について、本募集要項2における同じ「種別」での再応募は認められない。

(注2)派遣年度内での国や他の自治体、現在所属している教育機関等が主催する給付型の公的奨学制度との重複は認められない。

## 5. 応募手続

応募希望者は、所定様式をダウンロードし、次の出願書類等を提出してください。また、応募書類はお返しすることはできませんので写しを保管しておいてください。

必要な様式については、下記 EIL ホームページからダウンロードできます。パソコンを使用して作成して下さい。 <http://www.eiljapan.org>

出願書類		留 意 事 項
(1)	申請書 (様式 I)	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 本文の文字の大きさは、10ポイント程度としてください。なお、印刷・コピー時は、片面黒単色としてください。</li> <li>② 「氏名」欄のローマ字表記については、姓については全てを大文字、名について最初の文字のみ大文字で、あとは小文字で記入してください。</li> <li>③ 「日本国以外の国籍」欄について、二重国籍を保有する者は当該国名を記入してください。</li> <li>④ 「学歴」欄へは、専門学校の場合は専門学科を記入してください。短期大学また大学の場合は学部・学科、大学院の場合は研究科・専攻まで記入してください。なお、大学院の場合の取得学位(〇〇学修上号取得)又は単位取得退学等も記入してください。</li> <li>⑤ 「これまでの研修及び研究活動のための主な海外渡航歴」欄は主なもので、かつ最近のものを記入してください。</li> </ol>
(2)	留学計画書	① 希望する教育機関の第一希望、第二希望を記入してください。第二希

	(様式 II)	<p>望がある場合、第一希望と同様な資料を提出してください。</p> <p>② 留学の開始日・終了日や渡航日、その費用など細なる計画を所定様式に合わせて作成してください。</p> <p>③ 希望留学先の高等教育機関が求める公式スコアが証明できるものを提出してください。(該当機関ホームページを印刷したもので可)</p> <p>④ 第一次選考通過者で公式スコアの写しが未提出だった者は、平成 28 年 8 月 20 日までに提出してください。(公式スコアの写しをこの期日までに提出できない者は第一次選考通過を取り消されます。)</p> <p>⑤ 具体的かつ詳細な活動、それで生じる費用を、記入例を参考に記入してください。費用はあくまでも助成対象の項目のみです。</p> <p>⑥ 添付提出資料</p> <p>ア 願書締切日が明記された資料(教育機関等のホームページの印刷可)</p> <p>イ 授業料が明記された資料(教育機関等のホームページの印刷可)</p> <p>ウ 日本の出発空港から現地空港までの往復航空券代金がわかる資料。(旅行会社等のホームページの印刷可)。</p> <p>エ 海外旅行保険代金が明記された資料。(保険会社等のホームページの印刷可)。</p> <p>オ まだ発表されていない場合は、今年度分を参考として提出可。</p> <p>カ 留学希望機関が入学条件に高校時の成績を求めている場合、それが明記された資料</p>
	小論文 (様式 III)	<p>次の 2 つのテーマについて各 1200 文字程度で作成してください。表題はこのテーマに沿っていれば自由です。あなたの考えを具体的に述べてください。</p> <p>テーマ 1 :</p> <p>「研究分野の選択理由とその留学成果を将来の沖縄県へどう活かすのか」</p> <p>テーマ 2 :</p> <p>「公職選挙法の改定に伴い 18 歳から選挙権があります。18 歳からの投票が与える、影響について述べなさい。また問題点について、どのように改善や解決ができると考えますか？」</p>
	成績証明書	<p>① 高校 3 年間の成績証明書を提出してください。</p> <p>② 平成 28 年度直近までの成績証明書を提出してください。</p> <p>最終取得学位以外に修士号、学士号又は準学士号を取得している者は、取得学位全ての成績証明書を併せて提出してください。</p>
(3)	住民票謄本	<p>① 沖縄県に本籍を有し、過去または現在において、沖縄県に 1 年以上居住事実のある者又はその子の場合</p> <p>ア 3 ヶ月以内に発行された住民票謄本(本籍地記載)を提出して下さい。</p> <p>② 現在沖縄県内の高等専門学校生、専門学校生、短大生、大学生、大学院生に在籍している者の場合。または卒業後 1 年以内の者。</p> <p>ア 3 ヶ月以内に発行された住民票謄本を提出してください。</p> <p>③ 沖縄に本籍を有し、国外の大学や短大、専門学校に在籍している者。または、応募時に卒業後 1 年以内の者。</p>

		③ ア 3ヶ月以内に発行された住民票謄本（ <u>本籍地記載</u> ）を提出して下さい。
(4)	証明写真	① 6ヶ月以内に撮影した写真1枚を申請書に貼り付けてください。 (縦4.5cm×横3.5cm)

(注) 提出された出願関係書類は返却いたしません。

## 6. 募集期間

平成28年6月27日(月)～平成28年7月1日(金)17:00まで。

- (1) 郵送のみ受付。平成28年7月1日(金)17:00まで必着のこと。
- (2) 持参やFAXでの申し込みはできない。
- (3) 封筒表に「H29国際性に富む人材育成留学事業 大学生等」願書在中 と明記すること。
- (4) 応募書類はホッチキス止めをせず、クリップでまとめること。
- (5) お問い合わせは、応募者ご本人からのみに限らせていただきます。

## 7. 願書請求先及び提出先

公益社団法人 日本国際生活体験協会

〒902-0067 沖縄県那覇市安里1-1-53

TEL: 098-951-3652 FAX: 098-867-9040

(注) 出願書類等の様式は、EILのホームページ (<http://www.eiljapan.org>) からダウンロードしてください。(AcrobatReaderが必要です。)

## 8. 選考試験

(1) 第1次選考試験(書類審査)

(2) 第2次選考試験(面接)

試 験 月 日	平成28年8月20日(土)(予定)
試 験 会 場	第1次選考試験の結果通知でお知らせします
試 験 科 目	①面接試験(日本語による面接) ②適性検査 ※この日までに語学能力を証明する公式スコアの提出がない者は一次選考試験合格が取り消されます。
合 格 発 表	平成28年9月上旬(予定)

## 9. 結果の通知

- (1) 各試験の結果につきましては、EILより郵送で本人に通知します。
- (2) 選考の結果、不合格になった場合、その理由などについての照会には一切応じられません。

## 10. 留学内定者の決定

- (1) 第1次選考試験及び第2次選考試験の合格者を留学内定者とします。
- (2) 留学内定者は留学助成契約をEILと締結することとなり、締結後は就学予定の専門分野の変更は認められません。
- (3) 決定した教育機関を何らかの事由により変更する場合は、EILと事前に相談してください。
- (4) 書類に虚偽が発見された場合及び本事業の留学内定者としてふさわしくないと判断される行

為等があった等の場合は、決定後であってもこれを取り消すことがあります。

- (5) 短大、大学、大学院、研究機関等の「入学（受入）許可の取得手続」、「派遣先に渡航するために必要な査証申請手続」、「所属機関等からの派遣承認等の取付け」並びに「E I Lとの打合せ等」は留学内定者が各自で行ってください。
- (6) E I Lは本人からの要望／依頼があれば、留学先高等教育機関について相談に応じます。

#### 11. 教育機関の決定

- (1) 留学計画書に記載した第一希望、第二希望を最優先に大学へ応募してください。基本的には希望校以外への志願は認められておりません。そのため、希望する教育機関の選択は十分に考慮してください。

#### 12. 派遣開始時期：

- (1) 原則として平成 29 年度内（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 2 月下旬）までに出国しなければなりません。ただし、出発が平成 30 年 1 月 1 日以降になる場合は、留学計画書に沿った授業料等の支払いのために、事前に十分な相談を E I L と行ってください。

#### 13. 留学生の決定

##### (1) 留学生の決定

短大、大学、大学院又は研究機関等から「入学（受入）許可」が得られた留学内定者を留学生として決定します。

##### (2) 留学助成契約の締結

留学生として決定を受けた者は、E I L との間に留学助成契約を締結しなければなりません。

##### (3) 派遣期間の短縮又は派遣の延期

諸般の状況によっては派遣期間の短縮又は派遣が延期されることがあります。

#### 14. 留学費用の助成

- (1) 沖縄県教育委員会は、留学生に対して、授業料（研究助成金）、海外傷害保険料、往復渡航費及び滞在費について、留学助成金として給与します。（派遣国によって留学助成金の上限額は異なります。：別紙 1 参照）
- (2) 助成金の支給は、平成 29 年 4 月 1 日以降です。すべての請求書や領収書の日付は、平成 29 年 4 月 1 日以降でなければなりません。それ以前に生じる支払いは一切行いませんのでご注意ください。
- (3) 滞在費の支払いは授業開始日から 10 日前以内、授業終了日から 10 日以内までを支給対象とします。滞在費の支給開始月、支給終了月については日割り計算で支払うこととします。
- (4) 航空券代と旅行保険代のみ留学内定者から一旦立替をしていただきます。立替後、E I L へ所定の立替払精算フォームとその領収書を付けて請求していただきます。
- (5) 授業料は、留学生が希望する教育機関の管理事務所等から請求書を E I L へ発行してもらい、E I L が直接支払います。
- (6) 語学学校や語学研修は、助成金の対象になりません。

#### 15. 留学生の義務について

- (1) 留学期間中には、派遣の開始月から 4 カ月ごとに留学中間報告書を提出していただきます。

- (2) 一定の良好な成績を維持しなければなりません。2年課程の場合、修士号取得へ向けた単位取得をめざさなければなりません。
- (3) 留学先では社会のルールを遵守し、学業に専念してください。
- (4) 留学生は、授業の終了後10日以内に速やかに帰国しなければなりません。
- (5) 留学終了時にはEILへ帰国の連絡をし、帰国後1ヶ月以内に留學生活状況報告書と成績証明書や学位等取得を証する書類(該当者のみ)を添えて提出してください。万が一、留学先大学で懲戒処分を受けた場合、もしくは休学・長期欠席により学業継続の見込みがなくなった際には速やかに相談してください。
- (6) 帰国後の住所及び勤務先が留学前と異なる場合には、その変更についても報告する義務があります。
- (7) 帰国後は、沖縄県教育委員会やEILによる海外留学に関するイベントへの参加協力が求められることがあります。
- (8) 帰国後は、EIL地区委員ネットワークへ加入していただき、沖縄県の国際施策や国際交流事業に協力していただきます。

#### 15. 申請書等に記載された個人情報の利用について

- (1) 沖縄県教育委員会またEILは、平成17年4月1日に施行された「沖縄県個人情報保護条例」(平成17年3月31日条例2号)を準用し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。
- (2) 申請書に記載された連絡先に、留学派遣事業についての連絡をすることがあります。

#### 17. 留学生の派遣中止について

留学生が下記の事項に該当した場合には、派遣を中止することがあります。

- (1) 応募資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 出願書類の記載事項に虚偽があったとき。
- (3) 留学助成契約締結後に「派遣先」「専門分野」と異なる留学をしていると認められるとき。
- (4) 留学目的達成の見込みがないと判断されたとき。
- (5) 留学生たるにふさわしくない行為があったとき。
- (6) 留学助成契約書に違反する行為があったとき。
- (7) その他、上記以外の事情により派遣の中止が適当と認められたとき。